

令和 7 年度

農業集落排水事業
知念西部第 2 地区污水管布設工事

特 記 仕 様 書

南城市役所 上下水道部 下水道課

1. 工 事 名 : 知念西部第 2 地区污水管布設工事
2. 工 事 場 所 : 南城市知念字知念地内
3. 工 期 :
自 令和 7 年 9 月 2 9 日 (予定)
至 令和 8 年 2 月 2 7 日
4. 工 事 概 要 : 管路施設工 (支線 R 1 号排水路) L=129.0m
5. 工 事 数 量 : 別紙「工事数量表」参照
6. 特 記 事 項 : 以下のとおり

第 1 条 (共通仕様書の適用)

本工事の施行にあたっては、沖縄県農林水産部制定の土木工事共通仕様書【農業農村整備備】(令和 2 年 5 月)に基づき実施しなければならない。

第 2 条 (施工管理基準の適用)

本工事の施工管理は、本特記仕様書によるもののほか、沖縄県農林水産部制定の「土木工事施工管理基準」(平成 29 年 10 月)および(社)地域環境資源センター(旧日本農業集落排水協会)発行の「農業集落排水施設 検査・施工管理指標(案)」に基づき実施するものとする。

第 3 条 (現場事務所の設置)

請負者は、現場内あるいは現場付近に現場事務所を設置し、その一部を監督員詰所として提供するものとする。事務所内には、本工事の概要・工事計画・工事組織図・天気図その他必要事項を一目で理解できるよう作成し、掲示すること。また、本工事に必要な測量器具を常時使用できるように整備するとともに、図面、仕様書及び必要な規格図書を常置しておかなければならない。

第 4 条 (工事状況報告)

請負者は、工事状況写真を添えて翌月 5 日までにその月の工事進捗状況を報告すること。

第 5 条 (竣工図面)

請負者は、本工事の竣工図面を原図一式及び製本した青図 2 冊を提出し、監督職員の承認を得なければならない。なお、図面及び表題の様式等は監督職員の指示によるものとする。

第 6 条 (主任技術者等の資格)

共通仕様書第 1 節 1-1-1 に規定する主任技術者の資格は、請負金額に応じて以下のとおりとする。

請負工事金額	主任技術者又は監理技術者
1億円以上	次の（イ）又は（ロ）に掲げる物とする。 （イ）建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という）のうち、検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 （ロ）技術士法（昭和52年法律第25号）による二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る）とするものに合格した者
4千万円以上 1億円未満	次の（イ）又は（ロ）に掲げる物とする。 （イ）建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という）のうち、検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者 （ロ）上段（ロ）に掲げる者

2. 下請け金額が4千万5百円以上の場合は、主任技術者に代えて監理技術者を置くものとする。
3. 監理技術者は、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という）の交付を受けた者でなければならない。
4. 監理技術者は、資格者証を常に携帯し、発注者等から請求があったときにはこれを掲示しなければならない。
5. 下請け金額が4千万5百円以上の場合は、施工体制台帳を提出するとともに、施工体系図を現場に掲げなければならない。
6. 本工事は原則、現場代理人と主任技術者及び監理技術者を各々配置すること。

第7条（工事カルテの作成及び登録）

請負者は、工事請負額500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）入力システムに基づき「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に（財）日本建設情報総合センターに工事实績情報を登録するとともに、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。センターへの提出期限は、以下のとおりとする。

- （1）受注時登録データの登録は、契約締結後10日以内とする。
- （2）完了時登録データの登録は、工事完成後10日以内とする。
- （3）施工中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内とする。

第8条（赤土等流出防止対策）

請負者は、「沖縄県赤土等流出防止条例」に基づき、本工事の土砂流出防止対策を講じるものとする。

対策にあたっては、「土地改良事業等における赤土等流出防止対策設計指針」の基本的事項をまとめた「沖縄県赤土等流出防止条例届出・通知の手引き」を参考にするものとし、工事に起因すると想定される土砂流出が認められた場合は工事を中止し、監督職員と協議を行うものとする。

第9条（優先使用等）

1. 請負者は、本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産・製造され、かつ規格・品質・価格等が適正である場合は、これを優先して使用するものとする。また、竣工届けに添付して、「県産建設資材使用状況報告書」を提出しなければならない。
2. 請負者は、建設業退職共済制度に加入するとともに、当該工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。
3. 請負者は、ダンプカーを使用する場合は、ダンプカー協会加入車を優先的に使用するよう努めなければならない。また、工事用資機材等の積載超過を防止するとともに、過積載を行っている資材納入業者からの購入はしないようにしなければならない。
4. 請負者は、下請契約の相手方を村内企業(主たる営業所を恩納村内に有するもの)から選定するよう努めなければならない。ただし、これにより難しいときは、村内企業に代わり県内企業の順に優先し選定するよう努めなければならない。

第10条（その他）

本特記仕様書に定めのない事項、または本工事の施工にあたり疑義が生じた場合には、必要に応じて、甲乙協議をするものとする。

第11条（共通仕様書に対する特記及び追加事項）

第1項. 写真管理

工事施工に関しては、施工前・施工中・施工後の状況を撮影し、デジタルデータ共にアルバムに整理し提出すること。特に施工後形状・寸法が確認できない構造物については、写真で確認出来るよう撮影するものとする。

第2項. 安全管理

- (1) 工事現場付近の一般道路及び既設道路には工事標識、安全標識等を設置し、一般通行車両や通行人への十分な周知及び安全対策を行うものとする。
- (2) 工事施工中は、工事車両及び作業員の安全管理を十分行うと共に、月1回半日以上作業員全員参加による安全管理講習会等を実施しなければならない。
- (3) 工事現場は、集落内であるため苦情及び被害が無いように十分に注意し、施工中に起きた苦情及び被害は、請負者が責任をもって解決すること。
- (4) 工事施工中及び施工後の片づけは安全且つ完全に行い、地主及び付近住民に迷惑をかけることの無いようにすること。

第3項. 現場条件

1. 土 質

この工事の施工場所の土質は、粘性土を想定している。

2. 公道下に埋設する工事

(1) 交通対策

管路を公道下に埋設する区間及び工事期間中の当該道路の交通対策等については、十分配慮すること。

公道の施工にあたっては、それぞれの道路管理者と協議中である。標識・安全施設の設置、誘導員の配置等を十分に実施して安全対策に万全を期し、工事の施工にあたっては、この許可条件を遵守しなければならない。

(2) 施工にあたっての届出及び協議

公道下の埋設工事の施工にあたっては、工事の着手に先立ち道路管理者及び警察署及び公共交通機関に届出を行い、工程計画、安全対策、生活道路の確保等について、十分協議しなければならない。

2. 地下埋設物

(1) 想定される既設地下埋設物は、別添の平面図、縦横断面図面のとおりである。

(2) 工事箇所が存在する地下埋設物については、事前調査及び試掘等を行い、位置、構造、種別、規模について熟知し、作業員に至るまで埋設物の全容、取扱い、措置方法等について周知徹底を図り、事故防止に努めなければならない。

(3) 工事の着手に先立ち、地下埋設物等管理者と綿密な連絡をとり十分協調を保つとともに、工事前及び工事の各段階において施工方法、地下埋設物の防護方法等について協議しなければならない。

- (4) 埋設物付近での作業は、作業機械の衝撃等により、埋設物を損傷しないよう留意しなければならない。
- (5) 管路施設と埋設物との空きは、30cm以上確保することを原則とするが、出来ない場合は監督職員と防護方法等について協議すること。
- (6) 別添の平面図、縦横断面図に示されている以外の地下埋設物が存在することが判明又は発見した場合は、速やかに監督職員に報告しその指示を受けなければならない。又、平面図、縦横断面図に示されている地下埋設物の位置、構造、種別、規模が実際と相違する場合についても同様とする。
- (7) 想定される主な地下埋設物

地下埋設物	管 理 者
上 水 道	南城市役所 上下水道部 水道課
道 路 横 断 暗 渠	南城市役所
簡易水道	各公民館

4. 産業廃棄物処理

- (1) 本工事の施工に伴って発生する産業廃棄物(コンクリート塊及びアスファルト塊)の処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて処理するものとし、L=22.0kmの運搬距離内の産業廃棄物処理場へ運搬処理するものとする。
 なお、処理場が発行する帳票等を提出し、その処理量について監督職員に確認を得るものとする。
- (2) 舗装版切断時に発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日土技第1257号)」に基づき適正に処理すること。
- (3) 掘削残土の運搬距離は、2.0Kmの運搬距離内の残土処理場へ運搬処理するものとする。

第4項. 仮設工

1. 土留工

- (1) 公道下における管路掘削にあたっては別紙縦横断面図の表示に基づき、①建込み簡易土留工法、②鋼矢板工法、又は③これらと同等以上の工法による土留工を行って道路基盤の損壊防止及び作業の安全を確保しなければならない。
- (2) 建込み簡易土留の建込みは、バックホウを機材の吊込み等を使用してよいが、労働安全衛生規則第164条2項、3項を熟知して施工しなければならない。
- (3) バックホウ建込み作業及びクレーンによる引抜き作業中は、運転者と作業者の連絡をよくするため合図者を置かなければならない。

2. 水替工(当初は地下水は無しと考えている)

- (1) 工事区域内は、排水を完全に行えるよう十分な水替施設を設け、水を滞留させないように注意し、排水は必要に応じ沈砂枡を設けて土砂を流さないようにすること。なお、排水量は40m³/h未満を想定している。

3. 建設発生土受入れ地及び掘削土の一時仮置場等

- (1) 建設発生土は、図示の建設発生土受入れ地に運搬捨土する。土捨作業の終了後は、ブルドーザ等により平均に敷均すものとする。
- (2) 道路の通行を閉鎖して工事を施工できる場合を除き、公道上では掘削土及び埋戻土は指定場所に一時仮置し、道路通行を阻害しないようにしなければならない。
- (3) 埋戻用土又は一時仮置土を耕地上に置土する場合には、事前にシート等を敷き、耕内地内に置土等が混入しないようにしなければならない。

第5項. 説明会等

1. 地元説明会

請負者は、工事の施工前及び施工中、その他必要の都度、地元説明会の開催やビラ配布等を行い、住民に工事の内容、施工時期、環境対策等を説明して十分な協力を得られるよう努めなければならない。

第6項. 工事用材料

1. 材料の規格

使用材料はすべて日本工業規格(JIS)、日本農林規格(JAS)、日本下水道協会規格(JSWAS)等に適合しなければならない。ただし、規格品にないものは市場品中等以上のものか、監督職員が指定するものでなければならない。

この工事で使用する主要材料の規格等は、下記に示すとおりである。

- (1) 管 材 下水道協会規格 K-1 (JSWASK-1)、 JISK6741
- (2) マンホール 1号組立マンホール、塩ビマンホール
- (3) 公共柵 塩化ビニル製(φ200)
- (4) コンクリート レディーミクストコンクリート(JISA5308)の標準品とし、仕様は次のとおりとする。
(水セメント比は無筋コンクリート 60%以下、鉄筋コンクリートは 55%以下とする。)

種 別	呼び強度(圧縮)	スランプ	最大骨材寸法
インパートコンクリート	$\sigma_{28}=18\text{N/m}^2$	8cm	40 mm
無筋コンクリート	$\sigma_{28}=21\text{N/m}^2$	8cm	40 mm
鉄筋コンクリート	$\sigma_{28}=24\text{N/m}^2$	8cm	20 mm

2. 下記に示す工事用材料については、使用前に見本、カタログ及び試験成績書等を監督職員に提出して承諾を受けなければならない。

材 料 名	提 出 物
マンホール用材料	カタログ、図面等
公共柵及び公共柵用蓋	〃
継 手 類	〃
マンホール用鉄蓋	〃
接合材(マンホール、塩ビ管)	〃
仮設土留材料等	〃
その他監督職員が必要と認めるもの	〃

第7項. 施 工

1. 一般事項

- (1) この工事の基準点・水準点は、別冊の測量成果簿を使用しなければならない。
- (2) 工事の施工のために、付近の建物又は構造物に沈下や損傷を与えるおそれのあるときは、事前に監督職員の立会いを受けて必要な調査測量図、写真等の資料を作成し監督職員に提出しなければならない。

2. 土 工

(1) 掘 削

- ① 掘削延長は、原則として当日中に管布設及び埋戻しが完了する範囲とする。構造物の基礎コンクリート打設等により当日中に埋戻しができない場合には、適切な防護を行い、通行人等の危険防止に努めなければならない。
- ② アスファルト舗装等の取壊しは、アスファルトカッター等を用い切口が粗雑にならないようにしなければならない。
- ③ 過掘りになった部分については、搬入山砂等で埋戻しを行い、振動コンパクタ(90 kg級)又は同等以上の締固め機械で3回以上締固めなければならない。
- ④ 床付面に予期しない不良土質が現れた場合には監督職員に報告しその指示に従わなければならない。

(2) 埋 戻 し

- ① 砂等による管基礎工は、両側同時かつ均等に人力で埋戻し、管床部及び管側部については振動コンパクタ(90 kg級)又は同等以上の締固め機械で入念に締固めを行い、管の沈下及び移動が生じないように施工しなければならない。なお、管側部において振動コンパクタに

よる締固めが不可能な箇所は突き棒等により入念に締固めしなければならない。

②埋戻し土は、良質な発生土で埋戻さなければならないが、発生土が不良土質の場合は監督職員と協議するものとする。

③埋戻しは1層の仕上り厚さを30 cm以下とし、各層毎に振動コンパクタ(90 kg級)又は同等以上の締固め機械で3回以上締固めなければならない。特に、管の天端から30 cmまでは、管に衝撃を与えないように注意しながら、人力により両側同時に埋戻し、十分に締固めしなければならない。

④継手掘りした箇所は、管布設後速やかに裏込材料を十分に充填し、突き棒等により入念に締固めしなければならない。

3. 管 布 設

(1) 硬質塩化ビニル管をマンホールなどの構造物に接続する場合は、不等沈下や地震等による両者の相対的な変位により接続部分の管体に過大な応力が発生するおそれがあるので、これを防止するため、構造物から1 m以内にゴム輪接合を設けてあるので、施工状況を写真で管理すること。

(2) マンホール間(1 スパン)の最初の配管は起点になる部分であるため、マンホール口継手及びそれに接続する管の芯出し、位置決めは特に正確に行うものとする。

(3) 硬質塩化ビニル管の布設にあたっては、まず、下流側マンホール上流壁に接合したマンホール受口継手に管を接続する。その後、管を順次上流側に向けて接合しなければならない。

(4) 管の接合にあたっては、特に水密性が得られるように入念に施工しなければならない。

(5) 硬質塩化ビニル管の保管にあたっては、直射日光を避け、風通しをよくしなければならない。保管場所は原則として屋内とし、やむを得ず屋外に保管するときは直射日光を避けるため簡単な屋根を設け、しかも風通しの良い状態(受口、差口を風向きに合わせる)に保たなければならない。

(6) 保管場所は、平坦な所を選び、幅 10cm 以上の角材を枕木にして不陸が生じないように管を静置する。枕木の間隔は、1 m以内、積上げ法は千鳥積みとし、各段ごとに受口と差口を交互にしなければならない。

4. マンホール・公共枮・取付管

(1) マンホール

① マンホール蓋のすりつけは、調整金具及び調整リングの使用により路面より下がることのないよう設置しなければならない。

② インバート表面および曲線部は、汚水が円滑に流れるように連絡管の直径および管底にあわせて滑らかに仕上げなければならない。

③ 各マンホールブロックの据付け、インバート部の施工及び管接合部の施工等にあたっては、特に水密性が保てるよう入念に施工しなければならない。

④ 地形、隣接構造物、地下埋設物、住宅の玄関先等の支障があり図示の位置にマンホールの設置ができない場合は、監督職員と協議しなければならない。

⑤ 埋戻しは、石塊等が混入していない良質な発生土で埋戻さなければならない。

(2) 公 共 枮 (R 7 年度予定箇所無し)

① 公共枮は、道路下又は官民境界から1.0m以内の民地に設置することを原則とする。

② 公共枮の仕上がり高さは、路面又は宅地面より下がることがないように、設置しなければならない。

③ 公共枮の深さは、家庭からの排水が流入可能な深さであることを確認してから施工しなければならない。また、側溝の横断及び各家庭の排水系統等により、公共枮の深さを変更する必要がある場合は、監督職員と協議し施工しなければならない。

④ 民地内の掘削は、所有者に必ず了解を得た後で施工しなければならない。ただし、所有者に対してあらかじめ通知が困難なときは、監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。また、宅地内の工事は、その日のうちに完了させることを原則とする。ただし、やむを得ずその日のうちに完了できないときは、危険防止等必要な措置を講じなければならない。

⑤ 公共枮の設置にあたって、ガス管・給水管等が障害となる箇所は、直ちに監督職員に連絡し、移設を待って施工しなければならない。

⑥ 公道内に公共枮を設置する場合は、できるだけ路肩寄りに設置しなければならない。

(3) 取付管（R 7 年度予定箇所無し）

- ① 取付管の布設は、第 7 項 3 の管布設に準じて行うものとする。
- ② 地下埋設物、近隣の構造物等により設計図に示す構造とならない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。また、宅地内の施工については、居住者に無断で施工してはならない。

第 8 項. 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等は、農林水産省農村振興局制定の「土木工事共通仕様書」第 1 編共通編第 1 章第 1 節 1-1- 11 の(1)又は(3)の資格を有するものでなければならない。

2. 施工管理

- (1) 出来形管理（撮影記録による出来形管理を除く）は、(社)地域環境資源センター（旧日本農業集落排水協会）発行の「農業集落排水施設 検査・施工管理指標(案)」によるものとする。
- (2) その他の管理は、農林水産省農村振興局制定の「土木工事施工管理基準」によるものとする。

第 9 項. 完成時の確認等

1. 確 認

工事の完了に伴い、管路の施工精度、水密性及び安全性を監督職員の立会いを得て確認しなければならない。

2. 提出物

- (1) 工事日誌
- (2) 資材伝票
- (3) 工事施工状況写真
- (4) 出来高管理図表
- (5) 竣工図面（C A D ファイル含む）
- (6) 公共樹設置同意書
- (7) その他監督員が必要と認める書類

第 10 項. 条件変更の補足説明

この工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

1. 掘削土の土質
2. 転石の出現
3. 排水量
4. 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現

第 11 項. 排出ガス対策型建設機械の使用について

本工事において以下に示す建設機械を仕様する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 1 0 月 8 日付け建設省経機発第 249 号 最終改正平成 14 年 4 月 1 日付け国総施第 225 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。尚、現場において排出ガス対策型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

第 12 項. 暴力団員等による不当介入の排除対策

1. 請負人は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」（平成 19 年 7 月 24 日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
2. 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
3. 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を提出すること。

4. 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

第 13 項. 保険の付保及び事故の補償

1. 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、損害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。
3. 保険加入の義務
受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
4. 補償
受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
5. 掛金収納書の提出
受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則 1 ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。

第 14 項. 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。
2. 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他自然的または人為的事象(以下「天災等」という。)に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

現場における条件明示

特記及び追加仕様書事項

- ・ 本工事の施工範囲は、市田園整備課発注の「R7 知念安間原地区農道等機能強化工事（以下「隣接工事」という）」と重複することや現場が狹隘（きょうあい）なため本工事と隣接工事の同時施工が困難であることから、綿密な工程計画を策定し、隣接工事との詳細な調整を行うこと。
なお、隣接工事の工程によって本工事の着工に制約があるため、隣接工事の進捗を優先することがあり得る。
また、工事関係者以外の来訪者に対しては安全を最優先し、通行の妨げにならないよう、速やかに、かつ最優先で通行させること。
 - ・ 入札前に現場を確認すること。それを踏まえ質疑がある場合は、必ず質疑提出期限内に確認を行なうこと。
 - ・ 本工事現場から発生する濁水は、本工事現場外へ流出しないよう十分留意して対策を講ずること。
 - ・ 請負者の責により支障物件に損傷を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、関係機関に連絡し必要な処置をとり、請負者の負担により補修しなければならない。
 - ・ 現場周辺住宅及び畑等に対して十分配慮すること。
 - ・ 工事用道路として使用する道路は、良好の状態に維持されなければならない。請負者は当工事期間中できる限り、地元住民に不便がないように、且つ公共の安全を損なわないようにしなければならない。
 - ・ 資材、機械置き場については、一般通行及び歩行者に支障のないように適当な場所を確保すること。
 - ・ 施工中において、沿道住民及び道路利用者より苦情や意見等があった場合は、丁寧に対応し速やかに必要な処置を講じるとともに監督員に報告すること。
 - ・ 当該現場において、万が一にも公害が生じ、または生じる恐れがある場合は、監督職員と請負者が協議のうえ、その対策を講じる。
- ※）設計変更の対象とする。但し、その原因が請負者の責による場合はこの限りではない。